

議会改革特別委員会

日時：令和2年8月16日（水）

議会運営委員会終了後

場所：第1委員会室

1 島田市議会基本条例について

2 その他

議会基本条例読み合わせ確認事項

資料 1

条 文	解 説	委員意見及び改正案	回答・事務局補足説明
<p>(議員の活動原則) 第3条 議員は、次に掲げる原則に従って活動しなければならない。 (1) 高い倫理性を保持し、公正かつ清廉を基本姿勢とすること。 (2) 市民全体の福祉の向上を目指すこと。 (3) 不断の研さんに努め、自己の資質を高めること。 (4) 議会が合議制の機関であることを十分に認識し、議員相互の自由な討議を重んずること。</p>	<p>議員が活動するに当たっての4つの原則を定めたものです。 (1) 市民の代表者としてふさわしい高い倫理性を保持すべきこと、公正かつ清廉を基本姿勢とすべきことを定めてあります。 (2) 特定の地域、団体等の個別の課題を解決するだけでなく、全体の奉仕者として市民全体の福祉の向上を目指すべきことを定めてあります。 (3) 地方公共団体をめぐる環境の変化の中で、議員はより高度な能力が要求されています。たゆまぬ努力により、議員としての資質を向上すべきことを定めてあります。 (4) 新たな分権と自治の時代にふさわしい「言論の府」となることを目指し、合議制の機関の構成員として、議員相互の自由な討議を重んずるべきことを定めてあります。</p>	<p>(1) ここで求められている倫理性となんなのか。 (2) 議会基本条例における福祉とはどういったものなのか？もう少しわかりやすい表現の方がいいのでは？市民サービスの向上ではだめか？ (4) この部分がとても難しいと感じる。いつの時代も課題である。相手を否定しているようになってしまう。</p>	<p>参考 (2) 地方自治法 第1条 この法律は、地方自治の本旨に基いて、地方公共団体の区分並びに地方公共団体の組織及び運営に関する事項の大綱を定め、併せて国と地方公共団体との間の基本的関係を確立することにより、地方公共団体における民主的にして能率的な行政の確保を図るとともに、地方公共団体の健全な発達を保障することを目的とする。 第1条の2 地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとする。 地方自治法第1条の2にも福祉という言葉が出てくる。また、住民福祉を「住民サービス」と言い換える学術的な見解もあるが、サービスは「提供の」意味合いが強くて、地方自治の本旨でいう、「住民自らが地域課題等に向き合い、住民の意思に基づいて課題等に関する事項が決定される。」ということ踏まえれば、単に提供されるものばかりではないと解する。(少なくとも住民参画が直接選挙によって住民の代表者たる議会議員を決定することだけでないと思える。) 解説に、幸福度の向上や住みやすさの向上等追記するかな？</p>
<p>(会議の公開) 第4条 議会は、本会議（地方自治法（昭和22年法律第67号）第6章第6節に規定する会議をいう。）、委員会（常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会をいう。）並びに全員協議会及び議員連絡会（同法第100条第12項の規定により協議又は調整の場として設ける全員協議会及び議員連絡会をいう。）（以下これらを「本会議等」と総称する。）を、原則として広く市民に公開するものとする。</p>	<p>1 市民に開かれた議会とするため、これまで公開している本会議だけでなく、委員会、全員協議会及び議員連絡会を原則として公開することを定めたものです。 また、この規定の精神にのっとり、本会議等の会議録は市役所の情報公開コーナーへの配置、ホームページへの掲載等により広く市民に公開することが求められます。 2 全員協議会及び議員連絡会の開催根拠を明確にするための改正を行いました。</p>	<p>本会議だけでなく、委員会、全員協議会も配信するのはどうか？新庁舎移転後は対応が可能か？</p>	<p>8月3日時点では新庁舎移転後においても本会議以外の会議について映像配信することは想定しておりません。委員会室での映像配信環境を整備する場合、専用パソコン（数百万/1台）を購入する必要があり、導入について、市民の需要を鑑み検討していく必要があると思われます。また、運用や制度導入の可否については、議会運営委員会でも検討を行うものと思われます。</p>
<p>(議会の活動に関する資料の公開) 第5条 議会は、本会議等において使用した資料その他の議会の活動（地方自治法その他の法令又はこれらに基づく条例に定める議会の権限の行使にかかわる活動をいう。以下同じ。）に関する資料を整理し、他の条例に特別の定めがある場合を除き、これをいつでも市民が自由に閲覧することができるようにしなければならない。</p>	<p>市民に開かれた議会とするため、本会議、委員会、全員協議会及び議員連絡会において使用した資料等をいつでも市民が自由に閲覧できるようにすることを定めています。 「その他の議会の活動に関する資料」とは、本会議などの会議以外の活動に関する資料を指し、地方自治法第100条に基づく調査、いわゆる100条調査権に伴う活動に関する資料などが想定されます。 また、「他の条例に特別の定めがある場合」とは、島田市情報公開条例に不開示情報（個人を特定する情報、法人の活動に著しい不利益を与える情報など）として定められている場合などが想定され、この場合には閲覧資料から不開示情報を除かなくてはなりません。</p>	<p>情報公開の期限を設けるべきか？現在は期限があるのか？ 令和5年3月に改正された島田市議会個人情報保護条例と整合性はとれているのか？ 時代にあった情報を公開するための文言を付け加える必要はないか？</p>	<p>現状は、情報公開の期限を設けた規定はありません。 令和5年3月に制定された島田市議会の個人情報の保護に関する条例については、国の法律改正と議会が保有する個人情報の取扱いの整合性をとるために制定されたものであります。第5条における情報公開とは、本会議等において使用した資料、活動を広く市民に閲覧することを規定したものであるため、今回の法律改正による条例改正は必要ないと思われます。 現在公開している媒体は、市公式ホームページ。情報公開コーナーへの設置となります。</p>

条 文	解 説	委員意見及び改正案	回答・事務局補足説明
<p>(議会報告会の開催等) 第7条 議会は、議会の活動の動向を市民に伝え、並びに市民と議員とが自由に意見及び情報を交換するため、定期的に、議会報告会を開催するものとする。 2 議会は、市政に関する課題について、市民と議員とが意見を交換する機会を設けることができる。 3 議会は、第1項の議会報告会及び前項の市民と意見を交換する機会において市民から得た意見及び情報を、議会の活動に反映させるものとする。</p>	<p>1 議案審議の経過や結果などの議会活動の動向を市民に伝えること及び市民と自由に意見や情報を交換することを目的として、定期的に議会報告会を開催することを定めています。 地域の特徴を考慮しつつ、市民の意思を反映した政策を自らが立案するためには、市民の市政に対しての考えを聴取することが重要であることから、市議会では、この機会を通じて議会運営全般に対する意見交換はもとより、市政に関する意見交換も積極的に行いたいと考えます。 議会報告会の具体的な運用については実施要綱により定めます。 2 第1項の議会報告会に加え、市政に関する特定の課題について市民と議員とが意見を交換する機会を必要に応じて設けることができることを定めるものです。市民等からの要望又は議会からの呼びかけにより開催します。 3 議会報告会及び特定の課題について市民と意見を交換する機会において市民から得た意見及び情報を、議会の活動に反映させることを定めたものです。 4 平成23年12月に、項目名の一部改正を行いました。</p>	<p>議会報告会等の開催への名称変更が必要ではないか？ 広聴の立場を設ける必要があるのでは？ 現在に合わせた見直しを行う必要があるのではないか？ 【議会の活動の動向】 表現を変えるか？ 議案結果の報告ではなく、議案の議決前に市民の意見を聞けないか？ この条例については次回以降委員間討論をしていきたい。</p>	<p>令和元年度においても、見直しの検討を行っているため、議会基本条例に基づく検討表を参考にご参照ください。</p>

条 文	解 説	委員意見及び改正案	回答・事務局補足説明
<p>(市長が立案する政策の調査) 第9条 議会は、市長が立案する政策が市民の福祉の増進に資するものであるかどうかについて、必要な調査を行うものとする。</p>	<p>市長が立案する政策について、必要な調査を行うことを定めています。市長が提案する議案（＝市長が立案する政策）の審議に必要な資料を要求することを調査の内容として想定しており、どのような種類の資料を求めるかなどの詳細については、島田市議会会議規則第35条の2に定められています。</p> <p>また、ここに規定されている調査は、地方自治法に基づくいわゆる100条調査権とは性質が異なるものとして規定しています。</p> <p>(補足説明) 島田市議会会議規則（抜粋） (議案に係る資料の要求) 第35条の2 議会は、提出された議案の審議における論点を明らかにするために必要と認めるときは、当該議案の提出者と協議の上、次の各号に掲げる事項のいずれかが記載された資料の提供を求めることができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 当該議案に係る施策（以下この条において「施策」という。）の立案及び当該議案の提出の経緯に関する事項 (2) 施策の立案の過程における市民の参加に関する事項 (3) 施策と総合計画との整合性に関する事項 (4) 施策の実施に必要な財源の確保その他の財政上の配慮に関する事項 (5) 将来にわたる施策の効果及び費用に関する事項 (6) 前各号に掲げるもののほか、提出された議案の審議における論点を明らかにするために議会が必要と認める事項 <p>※平成25年12月改正 (解説) 実効性のある政策調査を行うことを目的として、議案審議における論点を明らかにするために必要な資料を、議案の提出者と協議した上で求めることができることを定めたものです。要求する資料の内容は次のとおりです。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 議案として提出された施策の発案から意思決定、提案までに至るまでの経緯、どのような議論がなされたかなどが確認できる資料 (2) 総合的かつ計画的な行政を運営するための基本構想、基本計画及び実施計画（これを総合計画と総称します。）に示されている施策であることが確認できる資料 (3) 施策の実施に当たり必要な財源が確保できているか、また、その施策に係る運営に継続的に必要となる経費等が確認できる資料 (4) (1)～(3)以外に議案の審議に必要なものとして議会が判断した資料 <p>(平成25年度改正内容) 平成24年度に設置された「議会改革に関する特別委員会」の最終報告で提言された内容について、議案審議の論点を明確にするため「施策の立案の過程における市民の参加に関する事項」、「将来にわたる施策の効果及び費用に関する事項」の2つを加えました。</p>	<p>過去の資料要求の実績はどうか？</p>	<p>平成25年12月以降の資料要求数：110件（各定例会別要求数は別紙）</p>

条 文	解 説	委員意見及び改正案	回答・事務局補足説明
<p>(議員相互の討議) 第12条 議員は、本会議等において、議員相互の討議を積極的に行わなければならない。</p>	<p>議員の活動原則に基づき、本会議等において、積極的に討議を行うことを定めたものです。 本会議等においては、執行当局への質疑により事実関係を明らかにし、個々の議員は採決の際に賛成か、反対かのみを表明することが一般的に行われています。賛成又は反対の趣旨について発言する機会がありますが、議論の過程が明らかになることは少なく、またすべての議員又は委員が行うわけではありません。 「言論の府」として、多様な意見を出し合ったうえで結論へ至ること、また、討議により結論までの過程を明らかにすることが求められます。</p>	<p>本会議等となっているのはなぜか？委員会等ではない理由は？→本会議等となっていれば全ての議会活動を網羅できると考えられる。 議案提出が遅いため、議員間で十分な討議ができていない。</p>	<p>議案の提出については議会運営委員会にて協議を行う。</p>
<p>(政務活動費の活用) 第14条 議員は、市政の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として交付された政務活動費について、更に政策の立案及び提言のために活用しなければならない。 2 議員は、政務活動費を使用したときは、その用途を明らかにしなければならない。</p>	<p>1 政務活動費を政策の立案及び提言のために活用することを定めたものです。 2 政務活動費の用途の透明性を確保し、市民への説明責任を果たすべく、その用途を明らかにすることを定めています。 なお、政務活動費の交付、報告等に関する事項については、島田市議会政務活動費の交付に関する条例及び同条例施行規則により定められています。</p>	<p>【更に】という文言は必要か？</p>	<p>議員の使命として、政策の立案や、提言を進めることが挙げられます。政務活動費はその使命を【更に】進めていくためのものであることをあらわした文言であると思われます。</p>
<p>各条の義務規定、努力規定について</p>		<p>【～しなければならない】や【努めるものとする】が混在しているがどのような分け方をしているのか？</p>	<p>当該条例は、議会、議員を対象とした条例となっているため、議会、議員が行うことについては義務規定となっており、それ以外が行うことについては努力規定となっております。</p>

住民福祉の考え方

■憲法からのアプローチ

憲法 92 条において、地方自治の本旨を規定している。

当該規程は抽象的であるが、その解釈として以下のとおり整理されることが一般的である。(学術的整理)

第 92 条 地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基いて、法律でこれを定める。

ア 地方自治の本旨

憲法 92 条の「地方自治の本旨」の意味について、憲法は具体的にその内容を規定していないが、一般には、住民自治と団体自治の二つの原則によって構成されているものとされる。

○「住民自治」及び「団体自治」について

「地方自治の本旨は、通常、中央政府から独立した地方公共団体が地方の事務を処理すること（団体自治）と、事務処理の決定過程に住民が参加すべきこと（住民自治）を意味するといわれる。団体自治は、地方自治の分権的側面を、住民自治は地方自治の民主主義的側面を、それぞれ示す理念である。

(1) 団体自治

国家が行うべき任務の中には、外交・司法など中央集権的に行うべき事務もあるが、地域の特性に即して各地方で自主的に処理すべき事務もある。後者のような事務を、中央政府から独立した地方公共団体が処理することは、強大な中央政府の権限を抑制する意義も持つ。

(2) 住民自治

地方自治は、しばしば『民主主義の学校』であるといわれる。区域が比較的狭く、また事務処理の対象が限られている地方公共団体においては、住民の政治参加が容易であり、住民自らに関係のある身近な問題について、広く住民の公共的関心を呼び起こすことも期待できる。……また、地域の特性に応じて処理されるべき事務は、そこに居住し、生活する住民の意思に基づいて決定されるべきだとの考え方も住民自治の理念を支えている。」

(長谷部恭男『憲法〔第 6 版〕』（新世社、2014 年）447-448 頁)

まとめると…

憲法では、人権保障と民主主義を実現するべく、地域の住民が地方政治に参画して地域のことを自ら決定すること（住民自治）が不可欠であり、そのために地方自治体の自律権を保障（団体自治）している（憲法第 92 条「地方自治の本旨」）。

地域は「人間の生活の場」であるから、住民の参画により、地域の実情に応じた住民のニーズを充たす施策や自治体の在り方を実現し、また、住民生活が向上するよう地域経済の持続的発展を図ることが必要である。

■地方自治法からのアプローチ

地方自治法では、第1条の2に地方公共団体は、『住民福祉の増進を図ることを基本として…』と規定している。

これは憲法92条の規定に基づく「地方自治の本旨」に基づくものであることを踏まえると、団体自治及び住民自治の両者が機能することによって地方自治の機能が発揮されることを意味する。(健全な発達を保障する)

第1条 この法律は、地方自治の本旨に基いて、地方公共団体の区分並びに地方公共団体の組織及び運営に関する事項の大綱を定め、併せて国と地方公共団体との間の基本的関係を確立することにより、地方公共団体における民主的にして能率的な行政の確保を図るとともに、地方公共団体の健全な発達を保障することを目的とする。

第1条の2 地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとする。

住民福祉を「住民サービス」と言い換える学術的な見解もあるが、サービスは「提供の」意味合いが強く、地方自治の本旨でいう、「住民自らが地域課題等に向き合い、住民の意思に基づいて課題等に関する事項が決定される。」ということ踏まえれば、単に提供されるものばかりではないと解する。(少なくとも住民参画が直接選挙によって住民の代表者たる議会議員を決定することだけでないとして解する。)

結論として、基本条例の条文の修正は要さないと解するが、参考として幸福度という語彙に置き換えることは可能であると考えられる。

生活の度合いを「見える化する指標を、幸福度としてアンケート調査等を実施する自治体もあり、現に第2次島田市後期基本計画における住民意識調査でも「市民の幸福度」を見える化し、国の数値と比較している。

発端は、国際的には1970年代からその重要性が指摘され、ブータンのように政策の中心に据えている国もある。日本でも幸福度とその指標づくりに関する研究が進められ、国や地方公共団体で採用している。

平成25年12月議会	2件		平成30年12月議会	4件
平成26年2月議会	2件		平成31年 2 月議会	2件
平成26年9月議会	5件		令和元年 6 月議会	2件
平成26年12月議会	3件		令和元年 9 月議会	2件
平成27年3月議会	1件		令和元年12月議会	3件
平成27年6月議会	2件		令和2年2月議会	7件
平成27年9月議会	8件		令和2年6月議会	2件
平成27年12月議会	4 件		令和2年9月議会	2件
平成28年2月議会	1件		令和2年12月議会	3件
平成28年6月議会	2件		令和 3 年 2 月議会	2件
平成28年9月議会	5件		令和 3 年 6 月議会	2件
平成28年12月議会	1件		令和 3 年 9 月議会	3件
平成29年2月議会	3件		令和 3 年12月議会	0件
平成29年6月議会	1件		令和4年2月議会	3件
平成29年9月議会	3件		令和4年6月議会	1件
平成29年12月議会	5件		令和4年 9 月議会	4件
平成30年2月議会	5件		令和4年12月議会	0件
平成30年6月議会	0件		令和 5 年 2 月議会	11件
平成30年9月議会	1件		令和 5 年 6 月議会	0件

計110件

議会基本条例に基づく検討表

※議会運営委員会審査経過：6月28日、8月16日、8月23日、9月27日

資料2

条 文	解 説	No.	委員意見及び改正案	6/28補足説明・意見	8/16、8/23意見	見直しの必要性
(議会の活動原則) 第2条 議会は、次に掲げる原則に従って活動しなければならない。 (1) 公正性及び透明性を確保し、市民に対する説明責任を果たすこと。 (2) 市民の多様な意見を的確に把握し、市政に反映させること。 (3) 議会における意思決定その他の活動の過程において市民が参画することができる機会を確保すること。 (4) 市民が議会に関する情報を常に容易に入手することができるよう、これらの情報を積極的に発信すること。 (5) 新たな政策の形成に資することができるよう、市長その他の執行機関における政策の実施状況を監視し、及び評価すること。	議会が市民の中において市民とともに行動する存在となるよう、また、行政監視等の機能の更なる充実が議会の政策形成の向上につながるよう、議会が活動するに当たっての5つの原則を定めたものです。	1	(3) について、「この議案に対して、市民の皆さんはどう考えますか」という問いかけを議会報告会で入れて行ってもいいのではないかと。(森議員) ⇒議会基本条例第7条第2項がそのことを言っているのではないかと。ただ、開催に当たっては、片方だけの意見を聞くだけの会にならないように、慎重に行う必要があると思われる。(藤本委員)	⇒6/28 実質的に担保されており、条文の見直しをしなくていいのではという意味で発言したもの。(藤本委員長)	⇒8/23 森委員は条文の見直しをということではなく、議会報告会の中で投げかけたらどうかという趣旨と理解している。(藤本委員長) ⇒8/23 この条文のままでいいと思う。(曾根委員)	⇒9/27見直しの必要性なし
(議会報告会の開催等) 第7条 議会は、議会の活動の動向を市民に伝え、並びに市民と議員とが自由に意見及び情報を交換するため、定期的に、議会報告会を開催するものとする。 2 議会は、市政に関する課題について、市民と議員とが意見を交換する機会を設けることができる。 3 議会は、第1項の議会報告会及び前項の市民と意見を交換する機会において市民から得た意見及び情報を、議会の活動に反映させるものとする。	1 議案審議の経過や結果などの議会活動の動向を市民に伝えること及び市民と自由に意見や情報を交換することを目的として、定期的に議会報告会を開催することを定めています。 地域の特性を考慮しつつ、市民の意思を反映した政策を自らが立案するためには、市民の市政に対する考えを聴取することが重要であることから、市議会では、この機会を通じて議会運営全般に対する意見交換はもとより、市政に関する意見交換も積極的に行いたいと考えます。 議会報告会の具体的な運用については実施要綱により定めます。 2 第1項の議会報告会に加え、市政に関する特定の課題について市民と議員とが意見を交換する機会を必要に応じて設けることができることを定めるものです。市民等からの要望又は議会からの呼びかけにより開催します。 3 議会報告会及び特定の課題について市民と意見を交換する機会において市民から得た意見及び情報を、議会の活動に反映させることを定めたものです。	2 3 4	「定期的に、」という条文を「必要に応じて、」と緩めたら議会報告会がやり易くなるのではないかとという意見が会派の中で出た。(森委員) ①市民が興味・関心をもてるような名称はないか。②テーマを掲げ、それぞれの議論、意見交換の場とする。③地域の問題を事前に出してもらい、それについて考える場を作る。(森委員) 議会報告会(第7条①)と意見交換会(第7条②)の違いが曖昧である。また、第7条第2項については、意見交換会などの開催方法を具体的に示した規則が定められていない⇒報告会等を開催する場合に、根拠となる議会基本条例の条文(「第1項による議会報告会」といったような表現)を明示することが有効と考える。(藤本委員)	⇒6/28 回数を多くしてもいいと思う。柔軟に開催できるという形にした方が前向きな意見が開けるのではないかと。このような森委員の発言になったもの。(山本委員) ⇒6/28 自分たちの責任とか義務とか、このような表現で位置付けしておくことも大事ではないかと思う。(大石委員) ⇒6/28 昨年8月31日の改訂で年2回以上開催するよう変わっている。6箇所という規定はしないこととなったが、市民とのかかわり合いの度数を減らすということではないと記憶している。(藤本委員長)	⇒8/23 前向きな議論がいろいろな方たちとできるように、活発に意見交換できる工夫をという意味で柔軟という表現にしたもの。現状の「定期的に、」という文言でもいいと思う。(山本委員) ⇒8/23 現在、政策提言につなげる取り組みも行って、サイクルが定まっていない状況の中、ルールを変えると混乱が出るのではないかと。そういうことからすると、山本委員から発言があった実のある報告会を行うことができると。現状の文言でいければと思う。(藤本委員長)	⇒9/27見直しの必要性なし
(事務執行の監視) 第8条 議会は、市長その他の執行機関の有する権限を尊重しつつ、その権限に属する事務が公正に、かつ、効率的に執行されているかどうかを監視するものとする。	市長その他の執行機関の事務が公正に、かつ、効率的に執行されているかどうかを監視することを定めたものです。 議会が行う事務検査、監査請求、調査などのいわゆる監視権を明文化したものです。	5	事務執行の監視が確実に実行されているか。議会自身が判断する基準が不明確である。監視すべき事務と検査方法等を明確化する必要がある。(藤本委員)	⇒6/28 議案の審査方法等もこれから変わってくるため、あえてそのことについて明確化しなくてもいいのかもしれないが、一応、そのような見方をさせていた。(藤本委員長) ⇒6/28 今回の包括業務委託など、議員力を高めるという意味でも必要と思う。(曾根委員)	⇒8/23 日頃の活動を戒める意味でも、この文言でいいと思う。(曾根委員) ⇒8/23 文言的にはこれで問題ないと思う。実行に際し運用などで決めればよいと思う。(伊藤委員) ⇒8/23 文言はいいが、これを実行性あるものにするため、何か定める必要があるかもしれないという意見だった。(藤本委員長)	⇒9/27見直しの必要性なし
(市長が立案する政策の調査) 第9条 議会は、市長が立案する政策が市民の福祉の増進に資するものであるかどうかについて、必要な調査を行うものとする。	市長が立案する政策について、必要な調査を行うことを定めています。市長が提案する議案(=市長が立案する政策)の審議に必要な資料を要求することを調査の内容として想定しており、どのような種類の資料を求めるかなどの詳細については、島田市議会会議規則第35条の2に定められています。 また、ここに規定されている調査は、地方自治法に基づくいわゆる100条調査権とは性質が異なるものとして規定しています。	6	会議規則に定めた資料請求の分類は政策の将来を判断する観点から作成されているが、事業成果に関する資料を求めることも多数ある⇒会議規則35条の2を見直すべきでは。(藤本委員)	⇒6/28 現状で資料はもらえるため、すぐにこれを直すということではなくていいが、将来的に、事業シートを求めるといった項目も必要かと思いい記載をさせていただいた。(藤本委員長)	⇒8/23 特に意見なし。	⇒9/27見直しの必要性なし

条 文	解 説	No.	委員意見及び改正案	6/28補足説明・意見	8/16、8/23意見	見直しの必要性
(会派の結成) 第11条 議員は、市政の調査研究、政策の立案及び提言その他の議員としての活動を行うに当たり、会派を結成することができる。	会派とは、議会内に結成された同志的な集合体のことをいいます。 本規定では、会派を市政の調査研究、政策の立案及び提言などの議員活動を行うに当たり結成することができるものとして定めています。 会派の結成の手続きその他については、島田市議会の会派に関する内規により定めます。	7	政策課題は議員個人の問題意識に左右され、政務活動費が個人に支給されていることから、会派単位で政策立案には無理が生じている。議案に対する判断も議員個人を尊重する傾向があり、会派について共通認識を持つ必要がある。(藤本委員)	⇒6/28 会派制というものをどう考えるか。特段、今の現状が悪いということではないが、改めて考えてみる必要があるのではないかというもの。(藤本委員長)	⇒8/16 会派の在り方について、議論いただきたいと思う。(大石委員) ⇒8/23 会派の在り方もそうだが、議会全体で何かできないかという考えで議論いただければと思う。(大石委員) ⇒8/23 会派をなくすということであれば、会派代表者会議といった、議会運営・連絡等をスムーズに行うためのツールは担保すべきと考える。(山本委員) ⇒8/23 同じような考えで集まるグループは自然に発生するものだと思う。互いに切磋琢磨する仲間として、会派は必要なのではないか。(齊藤委員) ⇒8/23 会派は会派としてあって、相違があれば議論して議会としての方向性を出す。このことは我々の責務だと思う。従来のまま会派はあっていいと思う。(曾根委員) ⇒8/23 条文はできる規定。現状どおりでいいと思う。(佐野副委員長) ⇒8/23 条見出しの「会派の結成」を「政策グループの結成」としたらどうか。(伊藤委員) ⇒8/23 出された意見をもとに、次回、提案をしたいと思う。なお、新庁舎建設に当たり、会派室はいらないという議論にもなる話で、取り扱いは次回の検討課題ということにしたい。(藤本委員長)	⇒9/27見直しの必要性なし
(調査制度等の活用) 第13条 議会は、地方自治法に定める学識経験者等による専門的事項に係る調査その他の市政に関する調査等の制度を、十分に活用するものとする。 2 議員は、前項の規定による制度の活用によって知り得た事項を、討議に反映させなければならない。	1 専門的な知識や見識を持った者からの教示、助言及び公聴会制度、参考人制度などの議会の調査に関する制度を十分に活用することを定めたものです。 公聴会制度、参考人制度は、市民が議会に参画する一つの機会としても重要です。 2 これらの制度により知り得た情報を活用すべく、討議に反映させなければならないことを定めたものです。	8	地方自治法100条の2 「普通地方公共団体の議会は、議案の審査又は当該普通地方公共団体の事務に関する調査のために必要な専門的事項に係る調査を学識経験を有する者等にさせることができる。」が活用できていない。どのようにして運用するか。(藤本委員)	⇒6/28 会計年度任用職員の問題のときも調査研究機関にアドバイスを受けているので、全くできていないということではないが、ルール化が何かできたというところで上げさせていただいた。これもすぐにやらなければいけないということではない。(藤本委員長)	⇒8/23 特に意見なし。	⇒9/27見直しの必要性なし
(政務活動費の活用) 第14条 議員は、市政の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として交付された政務活動費について、更に政策の立案及び提言のために活用しなければならない。 2 議員は、政務活動費を使用したときは、その用途を明らかにしなければならない。	1 政務活動費を政策の立案及び提言のために活用することを定めたものです。 2 政務活動費の用途の透明性を確保し、市民への説明責任を果たすべく、その用途を明らかにすることを定めています。 なお、政務活動費の交付、報告等に関する事項については、島田市議会政務活動費の交付に関する条例及び同条例施行規則により定められています。	9	「更に政策の立案及び提言のために活用しなければならない」としているが、執行状況に個人差がある。(藤本委員)	⇒6/28 使い方について問題はないと思うが、今後は、その使った結果・アウトプットが求められてくるものだと思う。(藤本委員長) ⇒6/28 合議制の中で、会派で提案するという形を含め、政務活動費の使い方も研究すべきと思う。(大石委員)	⇒8/23 研修に行った内容は、一般質問するように努めている。成果という話になると当局もあつての話になるので難しいところもあるが、研修の内容は反映させるべきと考えている。(齊藤委員) ⇒8/23 見える化というのは難しいが、機能していると考えている。(佐野委員) ⇒8/23 成果のことをはっきり謳わなくてもいいのではないか。今のままでいいと思う。(伊藤委員) ⇒8/23 これをどう扱うかは正副委員長で検討させていただく。(藤本委員長)	⇒9/27見直しの必要性なし
		10		⇒6/28 政務活動費の運用を見直す必要があるのでは。(伊藤委員) ⇒6/28 旅費の合理性に欠ける内容について、改善できれば良いと思う。(山本委員)	⇒8/23 具体的なところは、まずは事務局に確認していただければと思う。(藤本委員長)	⇒9/27見直しの必要性なし
(議会図書室の管理運営等) 第15条 議会は、議員が行う市政の調査研究に資するために設置する議会図書室について、これを適正に管理し、及び運営するとともに、議員による政策の立案及び提言に資するため、その内容を充実させるものとする。	議会図書室を適正に管理運営することと、議員の政策の立案及び提言に役立てるため、図書及び資料を充実させることを定めたものです。	11	議会図書室の充実ができていない。図書の更新ができていないので、活用されない資料が多数ある。市が作成した計画書や過去の新聞記事などの閲覧をできるようにしてはどうか。レファレンス機能の強化。(藤本委員)	⇒6/28 新たな庁舎の建設のこともあり、少しでも活用できるよう、問題提起ということで受けとめていただければと思う。(藤本委員長)	⇒8/23 他の市に行ってみて、当市の図書室をもっと充実してもいいのではと感じた。また、事務局職員の増員も。(齊藤議員)	⇒9/27新庁舎建設が控える中での検討課題

条 文	解 説	No.	委員意見及び改正案	6/28補足説明・意見	8/16、8/23意見	見直しの必要性
	その他、出された意見	12	①議会日程における議会人事の時期の確認について（森委員）	⇒6/28 ①および③の事項について、自分の考えをたたき台として示すよう準備させていただく。（藤本委員長）	⇒8/16 合併前は選挙が4月末辺りで、5月の臨時会が開かれる中で議会人事を決めていたが、合併後、選挙は5月末辺りとなり、臨時会を開くまでの日数的猶予がなく、このような中、6月定例会初日に議会人事を行ってきた経過がある。 臨時会を開いて十分な余裕をもって委員等の選任をしていただければというのが森議員の発言趣旨。しかしながら、日程的なものがあり、御提案の内容は実行することができない。このことをご理解いただき、新たなご提案があれば、その内容で考えることとしたい。（藤本委員長）	⇒8/16 日程的な制約がある中、新たな提案があれば検討することとしたい。 ⇒9/27見直しの必要なし
		13	②一般質問の取り扱いについて（ <u>順番決め、調整のための事前通告</u> ）（山本委員）	⇒6/28 順番決めについては他の条例や、規則の中で理解できる内容を確認したので、あらためて説明させていただきたい。また、事前通告については1年の実績を踏まえ、議長・副議長から改めて状況報告をいただきたい。（藤本委員長） ⇒6/28 新議長、副議長に判断を任せるとともに、皆さんからのご意見を聞かせていただき、参考にしていただければと思う。（大石委員）	⇒8/16 順番決めについて、発言順序は会議規則第50条第3項で「発言の順序は議長が決める」となっていて、これを踏まえた発言に関する申し合わせ事項で「受付順にくじ引き」となっている。ルールとしては、これまでどおりとして、判断は議長にお願いする。ただ、例外として執行する場合には、議員各位へ事前の十分な説明が必要になると思う。そのような取り扱いでいかがか。（藤本委員長） ⇒8/16 「発言の順序は議長が決める」となっているので、くじ引きをする前に議長からこうしますと決めてもらえればルール上問題ないと思う。（山本委員） ⇒8/16 議長に決定権があるのであれば、前でも後でもいいのではないか。詳細に決めなくてもいいと思う。（齊藤委員） ⇒8/16 細かく決めなくてもいいと思う。（曾根委員） ⇒8/16 権限があろうがなかろうが皆で調整することが必要だと思う。最初に一言あって進めてもよかったのではないか。（伊藤委員） ⇒8/16 抽選前には話しをして抽選結果を踏まえて議長が判断をする。そのような形にしていれば。（大石委員） ⇒8/16 変更があることはよし。ただ、その進め方について、混乱のないようにという委員の皆さんの意見だと思う。現状のルールで進め、前回の事例を行う場合は、議長には混乱のないように進めてもらうこととする。（藤本委員長） ⇒8/16 <u>調整のための事前通告</u> について、調整の成果はあったと考えている。（大石委員） ⇒8/16 調整のための事前通告は、議長の私としても、議会として考える上で従来どおり継続していきたいと考えている。（村田議長） ⇒8/16 議員同士で調整はするので、積極的に事前通告する必要はないのではないか。（山本委員） ⇒8/16 発言順序が決まってから調整をすべきと思うので、調整はやめたらどうか。（伊藤委員） ⇒8/16 2人なら多少の調整はきくと思うが、5～6人出た場合は無理。事前の通告は必要と考える。（曾根委員） ⇒8/16 重なった時、調整に余裕があった方がいい。議長の考えに賛成する。（齊藤委員） ⇒8/16 議会として当局に質問するに当たり、より厚くするために必要ではないかと思う。（大石委員） ⇒8/16 今回はこれでやってもらって、次回に決めてもいいのではないかと思う。（山本委員）	⇒8/23 順番決めについて、現状のルールで進め、何かある場合は事前に議長に申し出て、議長は混乱のないように進めてもらう。 ⇒9/27見直しの必要性なし ⇒8/23 <u>調整のための事前通告</u> について、今回実施して、都度、議会運営委員会に諮っていく。 ⇒9/27現議長のもとでは実施していく。

条 文	解 説	No.	委員意見及び改正案	6/28補足説明・意見	8/16、8/23意見	見直しの必要性
		14	③特別委員会の設置にかかわる確認（委員会活動の取りまとめ等）（山本委員）		<p>⇒8/16 特別委員会の設置はその都度設置させるもので、議長の諮問機動的な扱いになる。それを踏まえると、期間・内容・求める結果については、議長の考えを踏んで進めることが基本。これをルール化することには無理があるのではないかと。ただ、言えることは、委員長が議長と十分話し合いをして、最終的に何を答えとして出すのか。委員会を進める中で、これまでも行われてきたことだと思うが、今後進めていただきたいと思う。（藤本委員長）</p> <p>⇒8/16 特別委員会の出した答を議長が変えたことに対してルール決めが必要なのではないかと提案したもの。修正して出すことをなんらかの場で事前に了解をとっていただきたい。（山本委員）</p> <p>⇒8/16 ルール化というよりは、議長のその時の状況判断でいいと思う。（曾根議員）</p> <p>⇒8/16 議長の諮問機関であるということが前提であれば、委員長と議長の関係で決めても許されるのではないかと。ルール化は必要ないのではないかと。（齊藤委員）</p> <p>⇒8/16 議長が内容を変えたならば、全議員に報告する必要があると思う。（伊藤委員）</p> <p>⇒8/16 もう少し議論が必要。ただ、私としては議長判断が最終的には優先されるのではないかと考える。その後、どの程度、納得いただけるのかは議長の力量次第。結論はもう少し待ちたい。（藤本委員長）</p> <p>⇒8/16 議長の私としては、今回設置した若者の特別委員会について、しっかり確認をしながら段階的に委員長と刷り合わせをしてまとめていきたいと考えている。（村田議長）</p> <p>⇒8/16 今日は委員長預かりとして、また、提案したいと思う。（藤本委員長）</p> <p>⇒8/23 特別委員会の性格上、特別なルール決めは難しい。その都度、議長と委員長とで刷り合わせを十分進めてもらいたい。（藤本委員長）</p>	<p>⇒8/23 特別委員会の性格上、特別なルール決めは難しい。その都度、議長と委員長とで刷り合わせを十分進める。</p> <p>⇒9/27見直しの必要性なし</p>